

【63 解読文】 米穀消費節約並混食等奨励通牒

(大正八年：一九一九) (C)

(表紙)

「大正八年

(朱印)

永年保存

雑事

節米関係書類

地方 知事官房

内務省発地第一一四号 ㊟ (収受印)

㊟

大正八年六月二十日

添田内務省地方局長印

中川群馬県知事殿

米穀消費ノ節約ニ関スル件照会

〈米穀消費の節約に関する件照会〉

近時、内地米消費ノ節約ヲ勸奨スル目的ヲ

〈近時、内地米消費の節約を勸奨（かんしょう）する目的を〉

以テ、各地ニ諸種ノ計画行ハル、ハ、食糧政

〈以（もつ）て、各地に諸種の計画行わるは、食糧政〉

策上、誠ニ時宜ニ適シタルモノト被レ存候処、貴

〈策上、誠に時宜（じぎ）に適したるものと存ぜられ候処、貴〉

管下ニ於テ右ニ関シ、既ニ実行セラレタル事

〈管下に於いて右に関し、既（すで）に実行せられたる事〉

項、又ハ将来実行ノ計画等有レ之候ハ、其

〈項、又は将来実行の計画等これ有り候はば、其（そ）〉

ノ概要並ニ成績等、至急御報告相成度

〈の概要並びに成績等、至急御報告相成り度〉

地発乙第四一四号

大正八年九月八日

内務省地方局長印

⑩(大芝)  
群馬県知事殿

⑩(収受印)

混食・代用食奨励ニ関スル件通牒

〈混食・代用食奨励に関する件通牒(つうちょう)〉

混食及代用食奨励ニ関シテハ、曩ニ内務・大蔵・

〈混食及び代用食奨励に關しては、曩(さき)に内務・大蔵・

農商務三次官ヨリ通牒ノ次第モ有レ之候処、右ハ

〈農商務三次官より通牒の次第もこれ有り候処、右は〉

民力涵養要綱中、生活安定ヲ期スル一方法ニ

〈民力涵養(かんよう)要綱中、生活安定を期する一方法に〉

有レ之候ニ付、右等ノ為メ講演会・協議会等開

〈これ有り候に付、右等の為(た)め講演会・協議会等開〉

催ノ場合ハ、民力涵養事業ト聯絡ヲ保チ、

〈催の場合は、民力涵養事業と聯絡(れんらく)を保ち、

御施行相成候様致度

〈御施行相成り候様致し度〉

(朱印)  
「供覧」

⑩(大芝) 内務部長印

⑩ ⑩